

少年の更生と弁護士、保護司の役割

2017年9月2日

神戸学院大学

弁護士 野 口 善 國

1 はじめに

(1) 歌を忘れたカナリヤの歌詞は「非行少年」と呼ばれる子どもたちの気持ちを表している。

神戸連続児童殺傷事件、宝塚の女子中学生による放火殺人事件等々、数々の重大事件の少年たちは「**愛された感じを持たなかった子どもたち**」ではなかろうか。

虐待された子、あるいは、虐待とまでは言えないが親に支配されてきた子たちではないか。「愛された感じを持たなかった子」は自己評価が低く、「**生きる力**」が弱い。

それでは子どもを愛するとは何だろうか。

「自分で」「見てて」という2つのキーワード

子どもの権利条約の3つのP

Protection 保護

Provision 供与

Participation 参加

子どもを愛することによって、子どもに「生きる力」を与えることが私の付添人活動の基本である。

(2) 子どもの目はごまかせない

ある養護施設での体験—小学校3年生の孤児の発言

私が他の子と遊んでいるのを見て、

「先生、人を喜ばせるのって楽しい？」

という。

(3) 子どもの成長する力はすばらしい

・ I君のすばらしい変化

花輪次郎先生の慈徳学園での体験

万引き常習の吃音のひどかった高校生が3ヶ月でそれらを克服した。

・ 無農薬でリンゴを育てる木村さん

2 少年にどのように接するか

(1) 何者をも怖れず、何事をも惜しまず

我が子のことを思えば当然であろう

権利条約にいう「子どもの最善の利益」

(2) 子どもの発達、立ち直りの段階に応じた援助

「低い所から始める」— (改善すべき所は山ほどあるが) 留岡幸助の言葉

「よく食べ、よく眠らせ、よく働かせる」— 留岡幸助の言葉

困難な問題をたくさん抱えている少年は、その日その日を生きていくことさえ困難。まず生きようとする気力、希望を、その次に信頼関係を作る。それらなくして、いかなる指導も効果がない。

足らざるを憂えず、あることを喜ぶ⇔親は愛情があるからこそ、ついついせっかちな高望みをしがち

(3) まず家に行ってみる

家でその子がどんな気持ちで毎日を過ごしているか想像をしてみる。

- ・何に興味を持っているのか。何も持っていないのか。

写真やプラモ。ペットはどうか

- ・落ち着いていられる雰囲気があるか。

襖がぼろぼろ

襖に包丁の刺し傷がいっぱい

家具が何もない室

- ・親が気を配ってくれているか

賞状やトロフィーが飾ってある

最低限の掃除をしてくれているか

- ・本が勉強の本しかない室

親の暮らしぶりは

- ・きちんとしているが、飾り物が全くない家。古びた人形

- ・きちんとはしていないが、暖かみを感じさせる家

子どもの写真や子どもの描いた絵などが飾ってある。

皆で一緒に食事をする

- ・こまごまと配慮し、美味しい料理を作ってくれるお母さん

- ・食事中ずっと小言を言い続ける両親

- ・母は食わず、黙って給仕をしているだけの家

(4) 「教育とは、今日行くこと」～あるベテラン教師の言葉～

「そばに居てくれるだけで良い」

どうしても行けない時は電話だけでもして、言いたいことを全て聞いてあげる。

子どもには今日しかないーコルチャック

(5) 一緒に心配し、考える

役に立つのは、警告<助言<協働

警告・・・「働かなきゃだめじゃないか」

助言・・・「職安に行ってみたら」

協働・・・「一緒に職安に行ってみようか」

全てのことにすぐ回答できるわけではない

弁護士とて万能ではない

答えは、はっきりしているが、自分でもう少し考えてもらうほうが

良い場合もある

少女があまり良くない男性と付き合っているなど思っても、夢中になっている時に、男の問題点を挙げて逆効果。

「この人は本当に自分の味方だ」と思ってくれば、もう半分以上は成功

(6) 少年も楽しみ、こちらも楽しめる遊びをする

遊び方を知らない子どもは多い

ババ抜きしかトランプをしたことがない

一緒に遊んでいてわかることは多い

ボーリングをしていて、平気で他人のボールを投げる

子どもの脳は楽しい時だけ働く—石川達三の言葉
遊びも、一所懸命にすることで、少年に何か感銘を与えられる
下手でも頑張ったバッティングセンター
やったことのない太鼓のゲーム

(7) 抱っこの重要性

甘えさせてもらえなかった子どもたち

赤ちゃんは抱っこしてもらいたくて泣く⇔チンパンジーの赤ちゃん

(8) 厳しさとは

「先生こわい」と時々言われる。殴ってもいないし、怒鳴りもしないし、ほとんど叱りもしないのに。

「こわい」と思うのは「自分の味方になってくれる人を悲しませたくない」という少年の心。信頼関係があってこそこの話。「こわい」かどうかは、大人の側がどれだけ少年のために必死になり、それがどれだけ伝わっているかの問題。

ある更生保護施設長「厳しさとは、その人の話にとことん耳を傾けること」

(9) 自分の活動を点検する時

「かわいい子」でも目に入れば痛い。自分自身の感情をできる限り客観視する
再非行の時—「裏切られた」とは何か。自分が少年の問題の根深さに気付かなかったという、むしろ、こちらの問題として捉える。

弁護士が万能ではない。

3 親への接し方—親を責めるな

(1) 基本は少年と同じ

親も責められて悩んでいる。

(2) 親を勇気づけ、親の力を引き出す

子どもを褒める

小さい頃の「良い子」の記憶。「親の頑張り」を思い出させ、勇気づける。

少年の小さな変化を見つけて、親を励ます。

場合によっては、一時的に「困った子」に「振り回されている親」としての訴えをそのまま認め、しんどさを共有してあげる。

何よりも付添人が「この子は本来良い子で必ず立ち直る」と確信が持てること。

(3) 最悪の場合は親子分離

永久の分離ではないが、今、子どもを親に返しては、双方にとって好ましくない状況が明らかである時は一時的に分離する。

概ね、子どもの方が成長して、問題ある親ともうまくやれるようになる。

e x すぐに、いっぱいになってしまう母親。酒乱で暴力を振るう父親。母親はすぐに「お前はもうだめだ。少年院に行けという」。おまけに、母親にはいかがわしい別な男性がついており、少年を「殺すぞ」と脅かす。

この少年は少年院仮院後、施設を用意してやったが、脱け出してしまい再犯。刑務所に収容後、成長してその後、母と同居。母は成長した息子を見直し、喜んでいる。

4 内省、贖罪を促す付添人活動

(1) 事実に直面させることは必要だが、まずそれをするだけの気持の余裕が必要

・「後ろの電柱ばかりを見ていると、前の電柱にぶつかってしまう」

あまり、過去のことばかりにとらわれてはならない。

・あまりにバッシングのひどいいじめ事件において、親子を励ましたり、学習指導を中心的に行い、その次に、いじめ予防授業のビデオ、他のいじめに関する報道を見せ、感想文を書かせ、最終段階で、本人の供述調書や被害者遺族の調書を読ませた。

調書を読んで自分は当時どのような気持ちだったか、本当はどうすべきだったかを作文に書かせた。段階的に事実に直面できるよう指導していった。

(2) お説教より、まず自分でどうして悪いことをしてしまったのかを考えさせる。

・すぐには深まらないので、時間をかけ、少しずつ問いかけを続けていく。「まじめに学校に行っていなかったから」「働かずに遊んでいたから」との答えには、なぜ「学校に行けなかったのか」「なぜ働かなかったのか」と質問を続けていくが、決してどんな答えが出ても、それを否定はしない。質問も、追及や反論ではなく、「次にまた聞くから宿題にしとく」などという。

(3) 被害者や遺族の立場に自分を置いて考えることや、被害者や遺族の話を聞く機会を持つ。

・審判廷で強姦の被害者が話すのを聞いた少年が泣き出し、

「ぼくは少年院に行きます」

と言う。

・傷害致死事件で、手を下さなかった少年達が、遺族（お母さん）の話を聞いた。

「私は殴った子も憎いが、何もしないで見ていた子をもっと憎い」

との話を聞き、私も少年もその親も衝撃を受けた。

(4) 長期間何度も遺族に会い、謝罪し、手紙を書くことを続け、3年後に示談した事例

・元少年が示談した時に書いた手紙（その要旨は末尾に添付）を見ると、当初の手紙と格段に内容が進歩している。

5 特殊重大事件

(1) 子どもに対する虐待とまでは言えなくても、親が子どもを支配しようとするケースが目立つ。

神戸連続児童殺傷事件

長崎の幼児突き落とし事件

奈良の高校優等生による殺人事件

(2) 支援弁護団の必要性

付添人団が付添人活動に専念できるよう、マスコミ対策、家族保護などは別に弁護団を結成する。

(3) 情報開示

モンスター扱いの報道に対し、必要最小限度の事実は報道してもらおうべき

しかし、家裁の開示が行き過ぎぬよう警戒が必要

6 これからの付添人活動—パレンスパトリエの再生

(1) パレンスパトリエ（国親思想）とは

親を助け、あるいは親に代わって子どもを愛し、それにより子どもの「生きる力」を呼び覚ますこと—補導委託施設花輪次郎先生の「家庭の愛をください」

(2) 社会復帰のコーディネーターとしての付添人

・(元)付添人以外に誰が最後まで(立ち直りまで)責任を持ってくれるのだろうか。誰が、全ての機関、全ての社会資源に助力を求められるのか。役所はどうしても自分の所管以外の事項には手を出しにくい。

・保護司になろう—最終的な少年の更生は保護司によってなされる。

兵庫県では3名の弁護士が保護司になっている。

まず全国で100名の弁護士が保護司になって欲しい。そうすれば保護観察を内部から改善できる。

(3) 少年のためには何者をも怖れず、何事も惜しまずというのは親の取る態度と同じ

(4) 従来(古い)パレンスパトリエとはどう違うのか

従来パレンスパトリエの問題点

おまえ(子ども)のために良い事をしてやっているのだから、おまえ(子ども)は文句を言うな

↓

デュープロセス違反が起きやすい

↓

結果として、少年の人権が守られない

新しいパレンスパトリエ

子どもの権利を中心にすえ

子どもの意思を尊重(参加 participation)

しながら、子どもの最善の利益を追求する

当然デュープロセスが守られなければならない

7 保護司という仕事

(1) 民間のボランティアによる「保護観察官」ともいうべき制度は珍しい

(2) 専門性に欠けるといふ問題もあるが、市民感覚の導入、市民の更生保護への参加ということに意義

(3) 何をするのか

面接活動が主(往訪と来訪)

他に調査、キャンペーン活動

(4) やり方は基本的に保護司の考え方次第

(5) 原則的に無償

8 A子の事例を通して

行き場のないA子(19歳)の更生を目指して、あらゆるものを利用し、考え得る全てのことをなして奮闘中のケース(架空のモデル事例)

(1) A子のプロフィール

1995年3月 大阪で出生。飲食店勤務の両親のもとに生まれ、3歳上の兄がいる。

1996年6月 父、交通事故により死亡

1996年9月 母、兄と共に神戸に移住。母は就職できず、生活保護に頼るようになるが、過度の飲酒や薬物に手を出すようになる。母は現在までに5回刑務所入所。

- 1997年3月 兄と共に養護施設に入所
小学生の時、母が施設に面会に来るが、A子は母の顔を覚えていなかった。
- 2009年2月 母に兄と共に引き取られる。遠縁の高齢者の男性Xのアパートに同居。しかし、兄の不良仲間が集まるようになり、兄に殴打され、母にも殴打されることがしばしば。
2～3日ほとんど食事をさせてもらえなかったことがしばしば。
- 2010年4月 定時制高校に入学するも3ヶ月で退学。
万引きや暴走行為を繰り返す。9月に児童自立支援施設W学園に入園。その頃、兄も少年院に収容。
- 2011年8月 母の所に戻る。
しかし、暴走行為、窃盗、暴行、薬物乱用を繰り返す。
- 2012年1月 暴走族のリーダーとなる。
- 2012年3月 塩ビパイプを振り回すなどして、暴行容疑で現行犯逮捕。
翌日自傷行為や意味不明の言動が見られ、緊急措置入院。
2週間で退院。
- 2012年11月 母が万引きで逮捕され、その後起訴され刑務所入所。
- 2013年2月18日 薬を飲みフラフラの状態で行きつけの店で万引きし逮捕される。少年鑑別所入所。
- 同年3月15日 保護観察
その後1ヶ月余りで本件
- ・IQ80（鑑別所の検査によるが、実際はもう少し高い？）
 - ・気分易変
 - ・自暴自棄になりやすく、薬物によって逃避しようとする
 - ・自分では良くないとわかっている行動を抑えきれず、後で後悔し、一層不安定になる。
 - ・ぶっきらぼうな口調をするが、その実、周囲を気にして遠慮している
 - ・けんかは負けたことがないと言っている。

(2) A子の事件

2013年4月15日

神戸市から無賃乗車で鳥取市に行き、同市内スーパーで食料品を万引きし、店員に見咎められたが、犯行を否認し、抵抗したためその場で警察に通報され逮捕される。

(3) 付添人活動の経過

2013年5月1日法テラスを通じた依頼で付添人となる。

兵庫少年友の会の会員（調停委員）も共に付添人となり、鑑別所で4回面接。初めは警戒していたが、説教や質問をあまりせず、しゃべりたいことをしゃべらせていると次第に打ち解ける。

A子によれば、弁護士などいらんと思っていたが、それまで会った2人の弁護士と違って、難しいことを言わずに、ただ笑っているので、「この人、本当に弁

護士なの」と思ったという。

兄の家に行き、兄が引受人になれるか打診した。兄は全身に入れ墨をしている。兄は失業中で内妻との間に乳幼児の子が2人おり、兄自身は引き取りたいが、現状では自信がないというので兄を引受人にすることは断念。K調査官（女性）がとてもよくやってくれて、兄を訪問し引受を打診してくれたり、少年院以外の施設をあたってくれる。しかし、18歳になっているということで、児童自立等での収容は無理ということになる。A子はK調査官に養女にして欲しいなどと言っていた。

同年5月21日

医療少年院送致の審判の時、K調査官は涙ぐんでおられた。

(4) 少年院在院中のかかわり

度々手紙を出し、3回少年院でA子に面会した。

A子は少年院では色々と小さなトラブルを起こしていたようだが、面接時は明るく素直な印象であった。A子は手紙で「携帯小説」（大体女の子の恋愛もの）を差し入れて欲しい、兄の様子を知らせて欲しいなどと言ってきた。

一方、引受先をどこにするか、兄の状況を調べたり、引き受けてくれそうな施設を探したりしたがなかなか引受先が見つからなかった。

結局、2013年12月には私が担当**保護司**になるように観察所に働きかけ、私の担当地区である神戸市のB所に引受を頼むこととした。

A子の非行性が高いため、処遇困難と思われ、B所も問題の少年を抱えているので、B所は引受をしぶっていた。そこで児童相談所、その他に手を回し、頼み込み、かなり強引にB所に引受を求めて結局引き受けてもらえることになった。

2014年4月にA子の母が出所し、しきりに私に架電し、A子の面会と一緒に行って欲しい、A子の仮退院の時に迎えに行きたいなどと要求されたが断る。

(5) B所での1ヶ月間

2014年6月15日仮退院。

神戸市のB所の職員と共に迎えに行き、仮退院式に立ち会う。7つの遵守事項をA子は全て暗記していた。B所に行く車の中では、楽しそうにはしゃいで、よく話をする。

しかし、数日たってから、黙って無断外出したりして、職員の指示に従わなくなる。母の関係者らしき男女から、A子の所在を確かめようとする電話がB所に何回かある。私の事務所にも同様の電話がある。

6月中、A子を食事に誘ったり、カラオケに連れて行ったりして落ち着かせようとするが、「自由だと聞いていたのに規則がうるさくて耐えられない」と訴える。

午前1時頃まで、無断外出。職員はA子は他の子の室に勝手に入り込んだり、外部から友人を連れて泊めたりして困るという。

(6) 怒涛の10日間

B所の要請もあり、結局、退所せざるを得ないと判断したが、A子に失敗という意識をあまり持たせぬようにと、自主退所という形をとった。

その頃の10日間、私がA子に振り回された10日間の経過の詳細な記録である。こ

の1ヶ月間はA子と14回会っている。

(7) その後の経過 (概略)

2014年7月24日

就職するのに携帯がないと駄目と言ってせがまれて、私の名で携帯を借りてやる。

同年7月31日

冬を支える会でマンションを世話してもらって入居。

同会のNさんが引越の荷物整理をしてくれる。

同年8月8日

親戚の男性XからA子が来て、家を荒らしていった、どこにいるのかと電話がある。どうも嘘のようなので取り合わない。

同年8月31日

精神科医に行きたいので、一緒に行つてと言われて、ついて行くが、カウンセラーに事前の問診をされたのを嫌って途中で帰ってしまう。

同年9月9日

仕事を紹介してくれると言っていたS男とはうまくいかなかったらしく、Cとは連絡が取れなくなり、就職は結局できないことに。

同年9月18日

お金がなくなってもうご飯を何日も食べていないというので、三宮に呼び出して食料を買え与える。電車賃に1000円を渡す。お金の使い方を考えるようにと注意をするとむくれる。

同年9月21日

冬を支える会にA子が行き、お金が無くなったと言って食料をもらい2000円を借りる。

同年9月22日

ムシャクシャするのでカラオケに連れて行つてと言うので、連れて行くと、ガールズバーに連れて行つてと言うので断る。

同年9月27日

ヤクザのようなガールズバーの店長に押し掛けられていて怖いと訴える。

どこか行こうにも電車賃もないとパニックになる。夜11時頃タクシーに乗って迎えに行き、女友達の家を送りつける。

同年10月2日夜

六甲山に連れて行つてジンギスカンを食べさせ、夜景を見せる。喜んで私と一緒に写真を撮つてという。嬉しそうに、その様子を友人に電話している。

帰りにゲームセンターに行く。太鼓のゲームをしようという。やり方がわからないので、いったん断るが、しつこく言うので一緒にする。私のあまりに下手な打ち方に笑い転げ、その様子を友人に電話している。

同年10月5日

午後10時

生田署より電話。A子が意識不明で倒れていたのが保護しているとのこと。救急車を呼んだが、大丈夫と言うので私にA子を引き取りに来てほしいと言

う。

午後10時30分

生田署に行き、呂律の回らぬA子を警官2人と共に抱えながら車に運び、A子のマンションへと連れて行き布団で寝かせた。

同年10月8日 午後9時

新開地でA子と友人の少女と会う。A子は友人に「野口弁護士と太鼓で対決したらめっちゃおもしろいで。優しいし。」と話している。

同年10月12日 午後9時30分

A子とA子の小中学校時代の友人と会う。その友人は大人しく非行性はなさそうに見え、4年ぶりに会ったという。その後、その友人はA子に弁当を作って持って行ってやったりしている。

同年10月13日 午後3時20分

A子より電話。「生理になったがナプキンを買うお金がない。友達にも今頼めないで、何とか助けて」という。私も忙しかったが、仕方がないので、最寄駅まで来させて、お金だけ渡す。

同年10月22日

電気代やガス代の請求が来ていたのに、ほっておいたため、電気が切られてしまう。

同年10月25日 午後8時15分

一緒にコンビニに行って電気代を払わせる。

同年11月1日 午後3時30分

一緒に観察所に出頭して、就職の相談をする。
最近薬を飲まなくても眠れるという。

同年11月9日 午前9時

主任観察官と観察所で待ち合わせ、3人でハローワークに行く約束していたのに来ず。こちらから電話をすると「気分が悪くて」と言うがあやしい。仕事に行く自信がなくなったのかもしれない。

同年11月11日 午後5時30分

2人で待ち合わせ。牛肉などを買ってやり、年下の女性の友人をいれて3人ですき焼きをする。A子はそもそも料理とか後片付けという概念を持っておらず、A子の家には包丁やまな板、洗剤もスポンジもない。野菜を切らせようとするが、「ネギは目に染みるから」などと嫌がるので私が代わって料理をしてやった。「野口弁護士が料理できるとは思わなかった」と友人と2人で笑い転げながら、よく食べ、よく話をする。

同年11月14日 午後1時

A子から電話。女友達が3歳の娘をA子の家に連れてきて、何日も食べていないから何とかしてとやってきたとのこと。A子自身も保護を受けているから助けるのは無理と言ったものの、娘が空腹でなくのを見かねて、有り金と食料のほとんどをあげてしまい、2日間何も食べていないという。A子のところに行って、食料を買い与えた。

同年11月23日

A子が淡路島に行ったことがなく、行ってみたいと言うので連れて行く。
友人のK子も一緒に来ていた。2人共はしゃいで、よくしゃべり、よく食べた。

これまで金髪にしていたので、就職面接のため、黒く染めさせようと思っていたが、自発的に髪を黒く染めていた。

同年12月5日午後9時30分

本人が事務所に来る。「変な男が何人も押しかけてきて、しょっちゅう声を掛けてくる。怖くてマンションに帰れない」と言う。

2日間ほどビジネスホテルに泊めてやる。

同年12月11日午前9時00分

本人がやはり怖がるので「冬を支える会」のNさんに頼んで、引越の世話をしてもらう。

同年12月14日

引越先をNさんが見つけてくれたので、転居願を観察所に提出。

Nさんが引越の作業を全てしてくれたのに、本人は「こんなにゴミをたくさん持ってきて」とNさんに当たり散らす。

本人は、友人と口論した後で、八つ当たりをしたと後から反省していた。

同年12月23日午後9時

ちょっとしたクリスマスプレゼントとケーキとチキンを差し入れてやる。

本人は暇を持て余しているからか、何の仕事でも良いから仕事に行きたいと言う。一緒に明石のハローワークに行こうと約束する。

駅からかなり遠いので、クリスマスプレゼントの意味もあって、安い自転車を買ってやることにした。

同年12月29日午後4時

JR大阪駅でA子と初めて私が会うY子という友人とで会って、3人でボーリングに行く。その後、食事をご馳走する。

2015年1月2日午後5時

お節料理をA子のマンションに届けてやる。

同年1月6日午前11時

ハローワークと一緒にいき、パソコンの研修を勧められる。本人は一旦同意するものの、自信がなくなったのか、結局必要な書類を提出せず。

同年1月9日午前11時30分

私がお阪の裁判所にいる時に携帯にかけてくる。友人と一緒に奈良に遊びに来たが、友人が財布を落としてしまって、お金がなくて帰れないという。友人の母が迎えに来たが、A子のことまで面倒をみられないと言われたとのこと。半泣きでパニック状態であった。昼から裁判があるので、迎えに行けないので、大阪駅に行って、1時間かかって交渉し、大阪駅で切符を買った形で、A子を電車に乗せてもらった。

同年1月15日午後7時

明石でA子に会う。成人式に出て、小中時代の友人に会えて良かったと表情

は明るい。

同年1月24日午後10時

明石でA子に会う。兄が、どうやら違法ドラッグに手を出しているらしいと言う。兄と以前交際していたZ子がそのことを話してくれたし、兄が送ってきた写真を見たところ、兄の目つきはドラッグを使用している目つきだと言う。もう兄とその友人とは一切、メールのやり取りも電話もしないことにしたという。

(8) 現状

未だに再犯はない。

薬物乱用もない。

先月から建築現場の仕事を始める。

最近の発言「そんなに良い人っているはずないから、野口弁護士もなんか裏があるのかなって思った。」

(9) 総括

① 少年の特性

ア これまで関与した少年の中で、殺人事件などの少年を除き、もっとも要保護性の高い少年

イ 親からもらうべきもの、教えてもらうべきものを全くもらえなかった少年

ウ もっとも養護施設関係者の言では、「こういう子はザラ」であった。

② 付添人活動

ア 甘やかしとの批判は甘受する。しかし、私はこれ以外にできなかったであろう。

イ 私の精神的、肉体的エネルギーを最大限に使い、しかも、経済的負担も非常に大きかった。しかし、「冬を支える会」の助力がなければ、ここまでは来られなかった。

ウ 一般的に付添人に同じ活動を期待することはできない。

しかし、少年の更生に何が必要かを判断する上での材料と考えて頂きたい。

③ 教訓

ア 個人の力では、一人の少年の更生を図ることは困難。

イ 福祉のシステムの活用が不可欠。

ウ 非行性がかなりあり、要保護性の高い少年には、被虐待児のためのシェルターは機能しにくい。

エ 養護施設、少年院の教育において、「生きるための知恵」は十分に与えられていない。

オ しかし、少年にとって、かろうじて心の拠り所となっているのは、養護施設の体験であり、そこでの仲間である。

カ 養護施設等の処遇についても弁護士が援助できることはないのか。

9 子どもが安心して暮らせる社会を目指す—非行は社会の鏡

(1) 非行は社会問題の1つ

親や少年にだけ問題を見ようとすると、社会問題として対策をとることができない。本来、犯罪や非行を予防することは国家の重要な責務の1つ。

(2) 自己評価が低いのは「非行少年」だけではない。

ロケットと一緒に作っている工場主

『どうせむり』は虐待につながる

(3) いじめは、いじめ社会の反映

ホームレス襲撃事件は大人の差別意識が影響

いじめを批判しているように見せかけて自らがいじめをしている。

大津事件についての反応

ヘイトスピーチ

(4) 寛容さを失いつつある世界

(5) 戦争こそ最大の人権侵害

子どもの権利条約成立にポーランドの「コルチャック委員会」が重要な役割を果たしたという。

10 少年法の変質

(1) 少年法改悪

処罰対象を広げ、重罰化

16歳以上の死亡事件は原則逆送

14、15歳も刑務所に

小6、中1でも少年院に

(2) **死滅する補導委託**

補導委託は現行少年法の真髄—裁判所が行政機関に任せず、自分で子どもを育てようとしている制度

平成25年は昭和46年の1/40

一方、少年院入所者数は昭和46～50年当時と比べればむしろ増加している。

11 私たちの力の源

(1) 少年らの育つ力

(2) 若さこそ武器

みずみずしい感性

あふれる情熱

同世代を理解する力

20歳の頃の私の思い出—家族の争う姿を見て、思わず流した私の涙を見て
父親は変わった。

12 結び

(1) 付添人とは**少年の心に寄りそう**人である。

以 上